

建築士事務所の【新規登録・更新登録】

建築士法の規定により、建築士として又は建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、建築物の設計、工事監理の業務を行うことを業としようとする場合は、建築士事務所の登録が必要です。（建築士法第23条）

【管理建築士について】

建築士事務所には、建築士法第24条第1項の規定により、事務所を管理する専任の建築士（以下「管理建築士」という。）を置かなければなりません。

管理建築士となるためには、建築士法第24条第2項により建築士として3年以上の設計等の業務（建築士法施行規則第20条の4）に従事した後、登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければなりません。

登録の有効期間は5年間です。

（登録があった日から5年目の登録日に対応する1日前に満了します。）

有効期間満了後、引き続き更新の登録を受ける場合は、有効期限満了日の30日前までに登録の更新申請が必要です。（建築士法施行規則第18条）

更新の申請をしない場合は登録抹消となります。

なお、更新申請書は有効期間満了日の2ヶ月前から受け付けております。

ご提出前に事前確認をお勧めしています。

■申請に必要な書類 《下記の書類全てを正本・副本2部提出》
副本は登録通知書に添付して返却します。

（1）建築士事務所登録申請書（第五号様式）

①建築士事務所登録申請書（第一面）

②所属建築士名簿（第二面）

③役員名簿（第三面）・・・【法人の場合】※個人は提出不要です。

（2）添付書類

①業務概要書 第六号書式 添付書類（イ）

新規の場合は、内容記載は不要です

②略歴書 登録申請者・管理建築士 【添付書類（ロ）】

※登録申請者と管理建築士が同じ場合は1枚で可。

③誓約書 【添付書類（ハ）】

④定款の写し・・・【法人の場合】

⑤登記事項証明書の写し・・・【法人の場合】

⑥管理建築士講習修了証の写し

⑦管理建築士の建築士免許証の写し・・・【新規登録の場合】

⑧別紙ー1 事務所のある付近見取り図

⑨登録手数料振込票の写し

④定款の写し《原本証明》 最終ページの余白部分に記述してください
「原本に相違ありません」 令和〇年〇月〇日
〇〇建設株式会社 法人印
代表取締役 宮崎太郎 押印

⑤登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
届出日前3ヶ月以内に発行されたもの。

■申請を行政書士に依頼される場合は、「委任状」の提出が必要となります。

■新規登録通知書発行・・・受付審査後、2週間程度要します。

登録手数料

| 登録手数料 | | 振込または窓口納入可 | |
|---------------------------|------------|------------|------------|
| 一級 | : 17,000 円 | 二級・木造 | : 12,000 円 |
| 振込先 : 宮崎銀行 県庁支店 (普通預金) | | | |
| 口座番号 : 61785 | | | |
| 口座名義 : 一般社団法人 宮崎県建築士事務所協会 | | | |

申請書の提出（郵送の場合）

郵送は、発着記録が残る方法（簡易書留・レターパックプラス）をお願いいたします。

事務所登録通知書及び副本の返信に必要な返信用封筒については、送付先を記入したレターパックプラスを同封してください。

提出先・問合せ先

宮崎県知事指定事務所登録機関

一般社団法人 宮崎県建築士事務所協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館4F

1階駐車場がございます TEL0985-29-1188 FAX0985-38-9418